別表十四㈦付表三の記載要領を次のように改める。

別表十四（七）付表三　記載要領

1　この表のⅠは、法人が令第123条の８第３項第３号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第９項、第11項及び第12項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　この表のⅡは、法人が令第123条の９（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に、同条第４項第１号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同項に規定する関連法人ごとに記載すること。

別表十四㈦の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「リース譲渡を行つた事業年度又は連結事業年度」を「リース譲渡を行つた事業年度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十四（八）　記載要領

この表は、法人が法第63条第１項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡について同条第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十四㈧の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号及び第２号を次のように改める。

1　この表のⅠは、法人が法第64条の４（公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）の規定の適用を受ける場合において、令第131条の５第１項第１号又は第２号（累積所得金額から控除する金額等の計算）に掲げる場合に該当するときに記載すること。

2　この表のⅡは、法人が法第64条の４の規定の適用を受ける場合において、令第131条の５第１項第３号又は第４号に掲げる場合に該当するとき（当該事業年度開始の日において同条第７項に規定する調整公益目的財産残額（同条第８項の規定により同条第７項に規定する調整公益目的財産残額とみなされる金額を含む。）を有する場合を含む。）に記載すること。

別表十四㈧の記載要領第三号中「場合（」を「場合において、」に、「場合に限るものとし、」を「とき（」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同第四号中「又は連結事業年度」を削る。

別表十四㈩付表一の記載要領第三号中「別表七の三「19」」を「別表七の二「19」」に改める。

別表十四㈩付表二の記載要領第二号中「別表七の三付表二「12」」を「別表七の二付表二「12」」に改め、同第三号中「同号」を「同項」に改める。

別表十四の二及び別表十五の二を削る。

別表十六㈠の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第三号中「又は連結事業年度」を削り、同第四号中「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同第五号中「「差引取得価額×５％　⑱」」を「「差引取得価額×５％　(9)×5/100　⑱」」に改め、同第七号中「「増加償却額　㉒」及び「増加償却額　㉘」」を「「増加償却額　㉑×割増率　㉒」及び「増加償却額　㉗×割増率　㉘」」に改め、同第九号㈠中「又は連結事業年度」を削り、同第十号中「「計　㉙」」を「「計　㉗＋㉘　㉙」」に改め、同第十一号㈡中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）」を削り、同号㈣中「又は連結事業年度」及び「若しくは連結事業年度」を削り、同第十二号中「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令第63条第２項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、「令第63条第２項に」を「同項に」に改め、同第十四号中「若しくは連結事業年度」及び「若しくは各連結事業年度」を削る。

別表十六㈡の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第三号中「又は連結事業年度」を削り、同第四号中「若しくは連結事業年度」、「若しくは各連結事業年度」及び「又は連結事